

今井 和夫 様 （他 5 名）

船橋市長 松戸 徹

第 1 回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会の開催について

新緑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市市政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員就任にご承諾いただき、御礼申し上げます。

さて、本来であれば、皆様にお集まりいただき、「船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員委嘱式」及び「第 1 回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会」を開催するところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会設置要綱第 9 条の規定に基づき、書面にて審査を実施いたします。

つきましては、下記のとおりご審査のほどお願い申し上げます。

記

1. 審査していただく内容

- ①議案第一号 本委員会を書面開催とすることについて
- ②議案第二号 選定委員会委員長の選任（互選）について【別添 1】
- ③議案第三号 選定委員会全体スケジュールについて【別添 2】
- ④議案第四号 指定管理者募集要項について【別添 3】
- ⑤議案第五号 評価基準及び順位付けについて【別添 4】※非公開のため、会議録なし

2. 審査の方法

書面審査の流れは裏面「6. 第 1 回選定委員会（書面）スケジュール」に記載しています。

各議案についてご覧いただき、令和 2 年 4 月 22 日（水）までにご質問やご意見をメールで庶務（船橋市商工振興課内）へお寄せ下さい。なお、本日付けでご質問・ご意見をいただく際に必要な記載事項を記入したメールをお送りしておりますので、そちらをご活用下さい。

頂いたご意見を取りまとめ、反映させた資料を再度送付いたします。反映後の内容をご確認いただき、【別添 5】審査書に審査結果をご記載いただいた上で下記提出先へご提出をお願いいたします。

※今後はメールでやり取りをさせていただきたいと考えております。メールでのやり取りが難しい場合は庶務へご相談下さい。

3. 審査書提出期限

ご多用のところ恐縮ですが、令和 2 年 4 月 27 日（月）までに、下記へ郵送または窓口へのご持参により提出をお願いいたします。ご郵送頂く際は、同封のレターパックライトをご利用下さい。

なお、審査資料には非公開情報が含まれることから、資料のお取り扱いには十分ご注意ください。審査終了後に審査書と一緒に庶務へご提出をお願いいたします。(資料の写しをとる等はお控え下さい。)

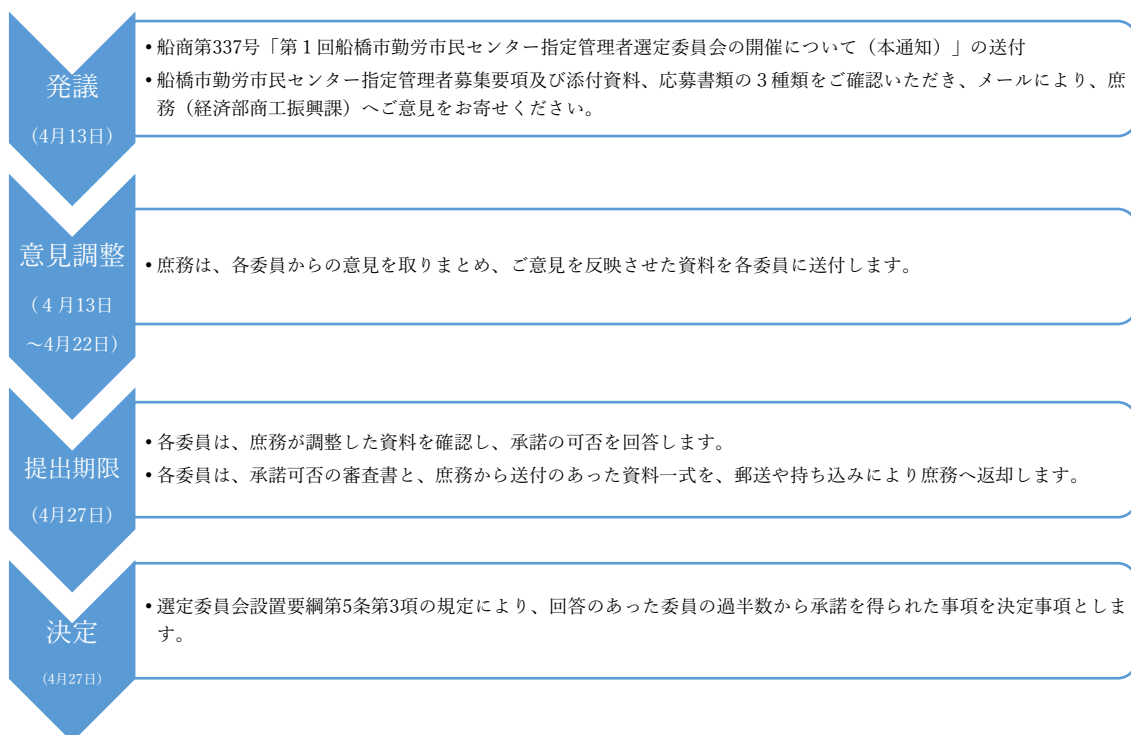
4. 送付書類 ※②から⑤については、審査終了後、すべてご返却下さい。

- ① 委員委嘱状
- ② 船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会設置要綱
- ③ 船橋市勤労市民センター指定管理者募集要項（案）、添付資料、応募書類
- ④ 船橋市勤労市民センター条例
- ⑤ 船橋市勤労市民センター指定管理者の選定に関する基準（案）

5. その他

- 選定委員会設置要綱第5条第4項の規定に基づき、本委員会の議事録は市ホームページで公開されます。なお、議事録の公開前に各委員へ内容の確認を行います。
- 今後の選定委員会の運営方法（書面審査の実施等）は、改めてお知らせいたします。

6. 第1回選定委員会（書面）スケジュール



提出・お問い合わせ

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会庶務
(船橋市経済部商工振興課内)

担当：藤巻・榎永

電話：047-436-2477

FAX：047-436-2466

Mail：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

議案第二号：選定委員会委員長の選任（互選）について

委員長の選出は、船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会設置要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選により定めることとしております。

事前に意見を聴取した結果、今井委員に委員長を推薦するご意見を頂きました。

つきましては、以下の者を本会議の委員長として選任してよろしいでしょうか。

推薦者名	一般社団法人千葉県中小企業診断士協会 中小企業診断士 今井 和夫
------	----------------------------------

なお、要綱第 4 条第 4 項の規定に基づく会長の職務代理者は、委員長の選任後、委員長からの指名のあった方を皆様にお知らせいたします。

※参考：船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会選定委員一覧

	構成	団体名	役職	氏名
1	有識者 中小企業診断士	一般社団法人 千葉県中小企業診断士協会	中小企業診断士	今井 和夫
2	有識者 社会保険労務士	千葉県社会保険労務士会 船橋支部	労働条件審査推進委員	小長谷 宏道
3	複合施設代表	船橋サンプラザ管理組合	理事長	西片 善彦
4	労働団体代表	全船橋地区労働組合協議会	議長	黄木 祥久子
5	利用者団体代表	一般社団法人 船橋労働基準協会	専務理事	阿部 三也
6	行政代表	経済部	参事	市原 保紀

議案第三号：選定委員会全体スケジュールについて

第 2・3 回選定委員会を含めた今後のスケジュールは、以下を予定しております。

選定委員会に参加できない場合や、スケジュールにご意見がある場合は、庶務へご意見をお寄せ下さい。

内 容	期間又は期日
募集要項配布期間	令和 2 年 5 月 11 日（月）～5 月 25 日（月）
応募者説明会・現地説明会の開催	令和 2 年 6 月 1 日（月）10 時から
質疑受付期間	令和 2 年 6 月 1 日（月）9 時～6 月 8 日（月）17 時まで
質疑回答予定日	令和 2 年 6 月 12 日（金）16 時
応募期間	令和 2 年 6 月 15 日（月）9 時～7 月 14 日（火）17 時まで
第 2 回選定委員会（申請者提出書類審査）	令和 2 年 8 月 19 日（水）
第 2 回選定委員会結果通知	令和 2 年 8 月 27 日（木）
第 3 回選定委員会（申請者面接審査）	令和 2 年 9 月 30 日（水）
指定管理者候補者の結果通知	令和 2 年 10 月上旬
指定議案の提出（令和 2 年第 4 回定例会）	令和 2 年 10 月下旬
協定書の協議	令和 3 年 1 月下旬
引継ぎ・職員研修の実施	令和 3 年 2 月～3 月
利用者への説明会	令和 3 年 2 月中旬
指定管理者業務開始	令和 3 年 4 月 1 日（木）

第 2 回選定委員会 令和 2 年 8 月 19 日（水）13 時 30 分

議題①申請者提出書類審査の実施

議題②面接方法の検討について

第 3 回選定委員会 令和 2 年 9 月 30 日（水）13 時 30 分

議題①申請者面接の実施

議題②指定管理者候補者の選定について

議題③指定管理者候補者の決定について

④議案第四号：指定管理者募集要項について

船橋市勤労市民センター指定管理者募集要項及び添付資料、応募書類の3種類をご確認ください。以下に資料のポイントを記載いたしますので、ご質問やご意見がある場合は、庶務へご連絡下さい。

5 ページ 「3 指定管理者が行う業務の範囲」

船橋市勤労市民センター条例第5条に規定する、指定管理者が実施する業務に関して記載しています。詳細は資料3に記載がありますのでご確認をお願いいたします。

なお、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、専門的な知識又は経験を必要とし、かつ、自らが行うことが困難な一部の業務については市の承認を経て委託することができます。

7 ページ 「6 管理運営に関する経費等」

条例第14条に規定されている「(1) 利用料金」及び「(2) 自主的な取組み及び事業（以下、「自主事業等」という。）」、「(3) 指定管理料」、「(4) 修繕」、「(5) 物品購入」、「(6) 事業所税」に関して記載しています。

(3) 指定管理料については、参考に指定期間全体の金額を記載しています。申請者が提案する指定管理料は、事業に係る支出から利用料収入を差し引いた額にて算出した金額を、参考金額以下として応募していただくこととなります。なお、参考金額を超えて提案を行った場合は失格となります。指定管理料は、現行の指定管理者による実績を基に、最低賃金の上昇等を見込んだ金額で算出しています。

(4) 修繕については、1件あたり30万円未満の場合は、指定管理者の負担とします。修繕実施後の施設、設備及び物品は本市に帰属するものとします。また、設備及び物品等の破損、不具合等は速やかに本市へ報告を行うこととしています。

(5) 物品については、「資料13 物品一覧表」に市所有の備え付けのものが記載されています。市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。貸与した物品を買い換える場合、1台または1個あたり3万円以上の物品については、本市が予算の範囲内で必要に応じて購入します。

また、3万円未満の物品については、指定管理者の負担において購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属します。

指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することもできます。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属します。

ただし、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品についても、本市と指定管理者での協議の上、本市又は本市が指定するものに引き継ぐことができるものとします。

(6) 事業所税は、指定管理料とは別に市が措置します。

9 ページ 「7 リスク分担」

主なリスクは記載のとおりです。これ以外のリスクは別途協議を行います。

10 ページ 「8 業績評価」

施設の管理・運営に関して、協定や管理業務仕様書に従い適切かつ確実に実施されているか等、市による立ち入り調査をし、指定管理者による自己評価及び市による評価をします。評価結果により改善が必要な場合は、改善計画を策定し、改善に向けた指導を行います。

また、評価結果及び改善結果は、施設内において利用者の見やすい位置に掲示するほか、市のホームページにおいて公表します。

なお、改善の指示によっても改善が見られない場合や、市の指示に従わない場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずる可能性があります。

10 ページ 「9 その他管理運営にあたっての留意事項」

センターを管理・運営するにあたり遵守していただく事項を記載しています。

14 ページ 「10 指定管理者募集に関する事項」

今後のスケジュールは、表に沿って実施してまいります。指定管理者候補者の選定までは議題 3 でお示しした通りです。

指定管理者候補者の選定後、令和 2 年第 4 回船橋市議会定例会に指定案を提出します。可決されましたら、令和 3 年 1 月下旬に基本協定を協議し、2～3 月にかけて全指定管理者からの業務引継ぎ及び職員研修を実施、4 月 1 日より実際の業務開始となります。

なお、指定管理者決定後の利用者への説明は、令和 3 年 2 月下旬を予定しています。

また、具体的な業務内容や事業提案について、20 ページに記載しています。センターの設置目的や施設近隣地域、利用者の状況等を踏まえたうえで利用者の増加・地域活性化への配慮をした事業提案を募集します。自主事業等については、利用者サービスの向上を図る観点から、施設の設置目的を積極的に推進するために行うものですので、利用者ニーズの調査を実施するなどし、料金設定が著しく高騰とならないような事業提案をしていただきます。

⑤議案第五号：評価基準及び順位付けについて

募集要項の 21 ページ「11 指定管理者候補者の審査・選定等」をご確認ください。ご質問やご意見がある場合は、庶務へご連絡をお願いいたします。

①選考の流れ

選考の大まかな流れは、21 ページに記載の図のとおりです。

選定委員会では、提出された申請書類にて書面審査を行い、その後、上位 3 団体を対象とした面接審査を実施します。

②面接審査

面接審査では、応募法人等の運営に関わっている者 3 名以内が出席をし、申請している勤労市民センターの業務の責任者候補が必ず 1 名以上出席するものとします。

審査のポイントは、22 ページに記載のとおりです。

③選定基準

選定は、「船橋市勤労市民センター指定管理者の選定に関する基準」に基づき実施します。選定に関する評価基準は別紙 1 のとおりです。 ※評価基準非公開

④順位付けの方法

書面審査、面接審査ともに、順位点方式により実施します。詳細は 23 ページをご確認ください。書面審査では得点が高かった上位 3 団体が面接審査に進むものとし、それ以外は落選とします。

面接審査終了後、選定委員会において最も優れた提案を行った法人等を選定し、その結果に基づいて市長が指定管理者の候補者を選定します。

なお、1 法人等を指定管理者の候補者として選定しますが、指定管理者候補者となった法人等の次に優れた提案を行った法人等を次順位者として選定します。

ただし、申請者の行った提案が選定委員会の定める書面審査評価基準及び面接審査評価基準で定める最低基準に達しない場合は、指定管理者候補者若しくは次順位者又はその両方について選定が行われません。

第 1 回 船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会 審査書

議案 号数	議案名	※どちらかに丸を付けて下さい
第一号	本委員会を書面開催とすることについて	承諾する ・ 承諾しない
第二号	選定委員会委員長の選任（互選）について 推薦者名： <u>一般社団法人千葉県中小企業診断士協会 中小企業診断士 今井和夫</u>	承諾する ・ 承諾しない
第三号	選定委員会全体スケジュールについて	承諾する ・ 承諾しない
第四号	指定管理者募集要項について	承諾する ・ 承諾しない
第五号	評価基準及び順位付けについて	承諾する ・ 承諾しない
委員氏名・印		
令和 年 月 日		